

FOD プレミアムに関する利用規約

第1条(総則)

1. シーシーエヌ株式会社(以下、「CCN」といいます。)は、CCNサービスの加入者に対し、FOD プレミアムに関する利用規約(以下「本規約」といいます。)の定めに従い、株式会社フジテレビジョンが提供する定額制動画配信サービス「FOD プレミアム」(以下「FOD プレミアム」といいます。)を媒介します。また、CCNは、CCNが指定した方法により FOD プレミアムの利用を開始したお客様(以下「利用者」といいます。)に対し、株式会社フジテレビジョンから債権譲渡を受けることにより FOD プレミアムの月額利用料金を請求し、利用者はこれを支払います(これら一連の流れにより利用できるサービスを総称し、以下「本件サービス」といいます。)。予め本規約に同意されない場合、本件サービスをお申込みおよびご利用いただくことはできません。

2. 利用者は、本件サービスのお申込みに際し、株式会社フジテレビジョンの定める利用規約(以下「株式会社フジテレビジョンが定める FOD 利用規約」といいます。)への同意が必要です。予め同規約に同意されない場合、本件サービスをお申込みおよびご利用いただくことはできません。

【株式会社フジテレビジョンが定める FOD 利用規約】

URL:<https://fod.fujitv.co.jp/policy/terms01/>

3. CCNは、利用者の承諾を得ることなく、本規約を変更または廃止することがあります。CCNが本規約を変更した場合、本件サービスの内容および提供条件は、変更後の規約によるものとします。なお、CCNは、変更後の本規約の効力発生日までに、変更後の本規約をCCN所定のホームページに掲載することにより、変更後の本規約の内容をお客様に通知するものとします。

4. 株式会社フジテレビジョンは、株式会社フジテレビジョンが定める FOD 利用規約の定めに従い、株式会社フジテレビジョンが定める FOD 利用規約を変更することがあります。株式会社フジテレビジョンが定める FOD 利用規約が変更された場合、本規約でCCNが特に定めている部分を除き、FOD プレミアムの内容および提供条件は変更後の株式会社フジテレビジョンが定める FOD 利用規約によるものとします。

5. 利用者は、本件サービスを利用するために、CCNが提供する MyiD、ケーブル ID およびパスワードが必要となります。

6. MyiD、ケーブル ID およびパスワードによる認証ができない場合、利用者は、本件サービスを利用することができません。

第2条(定義)

本規約において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

	用語	用語の意味
1	FOD プレミアム	株式会社フジテレビジョンが提供する定額制動画配信サービス
2	本件サービス	CCNの媒介により FOD プレミアムに加入し、CCNが指定する方法により FOD プレミアムを開始することで、FOD プレミアムの月額利用料金の支払いを行うことができるサービス
3	利用者	本件サービスの加入者
4	本件契約	利用者およびCCN間で締結される本件サービスの契約
5	株式会社フジテレビジョンが定める FOD 利用規約	株式会社フジテレビジョンの定める FOD に関する利用規約等
6	CCNサービス	CCNが別に定めるインターネット接続サービス契約約款または利用規約に基づきCCNが提供するサービス

第3条（本件契約の成立および継続）

1. 本件契約は、以下の全てを満たした時点で成立するものとします。

CCNが指定するCCNサービスの契約者が、本件サービスの利用をCCNに申込み、CCNがこれを承諾すること

2. CCNは、次の場合には、本件契約の申込みを承諾しないことがあります。

(1)本件契約の申込者が、本件サービス以外のCCNの提供するサービス利用契約に準じサービスをご利用いただけていない場合、過去に違反したことがあるまたは違反のおそれがあるとCCNにおいて判断した場合。

(2) FOD プレミアムの利用用途が株式会社フジテレビジョンが定める FOD 利用規約に違反するとCCNにおいて判断した場合

(3)CCNが本件サービスを提供するにあたり、CCNの業務遂行上支障が生じる場合またはそのおそれがあるとCCNにおいて判断した場合

(4)その他利用申込者を利用者とするのが不適切であるとCCNにおいて判断した場合

3. CCNは、本件契約により、利用者に対し、FOD プレミアムの月額利用料金をFOD プレミアムの開始日が属する月の翌月にCCNサービスの利用料金と合わせて請求するものとします。

4. 利用者は、株式会社フジテレビジョンが定める FOD 利用規約の定めにかかわらず、前項に定める請求により、CCNサービスの利用料金の支払のためにCCNに登録をしている支払い方法によりFOD プレミアムの月額利用料を支払うものとします。

5. CCNは、利用者の承諾を得ることなく、本件サービスの全部または一部を変更し、または廃止できるものとします。CCNは、本件サービスの変更または廃止により利用者にした損害について一切の責任を負わないものとします。

第4条（FOD プレミアムサービス）

1. FOD プレミアムの内容は、株式会社フジテレビジョンが定める FOD 利用規約に基づき提

供するものとします。

2. FODプレミアムの月額利用料は株式会社フジテレビジョンが定めるところによります。

3. FODプレミアムの利用方法は株式会社フジテレビジョンが定めるところによります。

4. CCNは、株式会社フジテレビジョンが定める FOD 利用規約の変更または廃止により利用者に生じた損害について一切の責任を負わないものとします。

5. CCNは、第 5 条第 1 項に定める場合を除き、FOD プレミアムの月額利用料その他本規約等に基づき利用者から支払われた一切の金員について、解約・取り消し・解除その他事由の如何を問わず返還しないものとします。

第 5 条（本件契約の撤回等）

1. 利用者は、電気通信事業法その他の法令により初期契約解除制度の適用がある場合、契約者は契約書面受領日から起算して 8 日を経過するまでの間、文書によりその申込みの撤回または本件契約の解除（以下「初期契約解除」といいます。）を行うことができます。

2. 前項の規定による撤回等は、同項の文書を発したときにその効力を生じます。

3. 本条第 1 項の規定による撤回等を行った者は、実際に支払った FOD プレミアム月額利用料の還付を請求することができる場合があります。ただし、予め加入申込みの撤回をする意思をもって契約の申込みを行った場合等、契約の申込みをしようとする者に対する保護を図ることとする本条の規定の趣旨に反していると明らかに認められるときは、この限りではありません。

4. 本条第 1 項の規定にかかわらず本件契約締結後、本件サービスを利用された場合には、本件サービスの利用者はその利用に関し CCN が負担した全ての費用を負担するものとします。

第 6 条（利用者による解約）

利用者が本件契約を解約しようとするときは、利用者は FOD マイページから解約を CCN に通知するものとします。当該通知の CCN へ到達日から起算する最短で到来する契約更新日の前日をもって、本件契約が解約されるものとします。

第 7 条（CCN による本件契約の解除）

1. 利用者が以下の各号のいずれかに該当した場合、CCN は、通知催告等何らの手続を要することなく、本件サービスの提供を停止し、本件契約を解除しまたは利用者の資格を取り消すことができるものとします。

(1) 利用者が、本規約の定めに違反し、または違反するおそれのある行為を行い、CCN から当該行為の是正を求められたにもかかわらず、相当の期間内にこれを是正しなかった場合

(2) 利用者が、CCN の提供する本件サービス以外の CCN の提供するサービスの利用にかかる契約に準じサービスをご利用いただけていない場合、または違反のおそれがあると CCN において判断した場合

(3) 利用者が、株式会社フジテレビジョンが定める FOD 利用規約に違反した場合または違

反のおそれがあるとCCNにおいて判断した場合

(4)CCNが本件サービスを提供するにあたり、CCNの業務遂行上支障が生じる場合またはそのおそれがあるとCCNにおいて判断した場合

(5)その他、利用者が本件サービスを利用することが不適切とCCNにおいて判断した場合

2. 利用者は、前項に基づき本件契約が解除された場合であっても、当該提供停止日または解除日の属する月にかかる FOD プレミアム月額利用料の支払義務を免れないものとします。

第8条（通知）

1. CCNが、本件サービスに関して利用者へ通知を行う場合、CCNのWebサイト、利用者への電子メールの送信またはその他CCNが適当と認める方法により行うものとします。

2. 株式会社フジテレビジョンは、FOD プレミアムに関して利用者へ通知を行う場合、株式会社フジテレビジョンが定める FOD 利用規約の定めに従い、告知を行うものとし、CCNはこれに何ら関与しないものとします。

第9条（本件サービスの一時中断等）

1. CCNは、次の各号のいずれかに該当する場合、利用者の同意を得ることなく、本件サービスの全部もしくは一部の提供を一時中断または一時停止することができるものとします。

(1)火災、停電、天災等の不可抗力その他CCNの責めに帰すべからざる事由に起因して本件サービスの提供が不可能または困難になった場合

(2)交通事情、気象状況等により本件サービスの提供がCCNの事業遂行上支障があると判断する場合

(3)その他、CCNが合理的な理由により、本件サービスの提供を一時中断または一時停止する必要があると判断した場合

2. 前項に基づきCCNが行ったサービスの一時中断または一時停止に関して、CCNは利用者に対していかなる責任も負いません。

第10条（免責）

1. CCNは、FOD プレミアムについて、その安全性、正確性、確実性、有用性、発生したトラブルの解決、利用者が意図する特定の目的との適合性等を何ら保証するものではありません。

2. CCNは、前条に定める場合を除き、利用者が本件契約の有効期間中に FOD プレミアムを利用できなかったことおよび FOD プレミアムの提供が遅延したことについて一切の責任を負いません。ただし、CCNの故意または重大な過失に基づく場合については、この限りではありません。

3. CCNは、本規約等に定める範囲を超える異議、苦情および請求等について何ら責任を負わないものとします。ただし、CCNの故意または重大な過失に基づく場合については、この限りではありません。

第 11 条（個人情報の取り扱い）

1. CCNは、利用者に係る氏名もしくは名称、電話番号、住所もしくは居所または請求書の送付先、生年月日、性別、メールアドレス等の情報（以下「個人情報等」といいます。）を、CCNがCCNホームページ上で公開する個人情報の保護方針、ご提供いただく個人情報の利用目的、取り扱い目的に準じて管理します。
2. CCNは、利用者の個人情報等を本件サービスおよびこれに関連するサービスの提供、運営、料金の請求および品質向上、マーケティング分析ならびに利用者にとって有益と考える情報（CCNの提供する商品もしくはサービスに関する情報広告を含みますがこれに限りません。）の選定および配信の目的に利用します。
3. CCNは、利用者の MyiD およびケーブル ID に関する情報を契約者サポート、利用者への通知および本件サービスを提供する目的のため、株式会社フジテレビジョンに第三者提供いたします。
4. CCNは、利用者の MyiD およびケーブル ID、FOD プレミアムの開始日、FOD プレミアムの終了日、MyiD およびケーブル ID ごとに発生する FOD プレミアムの月額利用料および FOD プレミアムの月額利用料請求の完了・未完了に関する情報を契約者サポート、利用者への通知および本件サービスを提供する目的のため、株式会社フジテレビジョンと共同利用いたします。
5. 前 2 項に基づく第三者提供および共同利用にかかる手段または方法は情報を暗号化し、情報交換対応者を限定したセキュアな交換方法とします。
6. 第 4 項に基づき、共同利用する個人情報は、申込書、インターネット、ハガキなどを通じてCCNが取得したものとします。

第 12 条（分離可能性）

本規約等のいずれかの条項またはその一部が、消費者契約法その他の法令により無効または執行不能と判断された場合であっても、本規約等の残りの規定は、継続して有効に存続するものとします。

第 13 条（譲渡禁止）

利用者は、本規約等に基づく権利義務の全部または一部を第三者に譲渡し、または自己もしくは第三者のために担保に供してはならないものとします。

第 14 条（債権譲渡）

利用者は、CCNが第三者に、CCNが有する利用者に対する FOD プレミアムの月額利用料その他についての債権を譲渡することがあることを予め承諾していただきます。

第 15 条（準拠法）

本規約の効力・履行および解釈に関しては、日本法が適用されるものとします。

第16条（協議事項）

本規約に定めのない事項又は本規約の解釈に疑義が生じた場合には、CCNと契約者は誠意をもって協議の上、その解決にあたるものとします。

付則

(実施日)

この利用規約は、2024年2月15日から実施します。

FOD プレミアムに関する重要事項説明

この度は、シーシーエヌ株式会社（以下、「CCN」といいます。）が提供するインターネット接続サービス付加機能の「FOD プレミアム」にお申込みいただき、ありがとうございます。FOD プレミアムは、株式会社フジテレビジョンが提供する動画配信サービス「FOD プレミアム」の月額利用料を、CCNインターネット接続サービスの月額利用料と合算してお支払いいただけるサービスです。FOD プレミアムは、CCNが定める「FOD プレミアムに関する利用規約」に基づいてご提供いたします。本書は、FOD プレミアムのご契約にあたり、契約者にご確認いただきたい事項を説明しております。以下の内容についてFOD プレミアムのお申込みまでにご確認いただき、あらかじめご了承のうえご利用ください。

第1条 ご契約条件について

1. FOD プレミアムをご契約いただくには、以下(1)号または(2)号のいずれか、ならびに(3)号および(4)号のすべてに当てはまる必要があります。

(1) CCNインターネット接続サービスに新たにお申込みいただくと同時に、付加機能FOD プレミアムをお申込みいただきご利用される方。

(2) CCNインターネット接続サービスにご加入いただいております、新たに付加機能FOD プレミアムをお申込みいただきご利用される方。

(3) 個人名義でご契約され、かつ世帯内での視聴をされる方（法人名義でご契約の方を除く）。

(4) 株式会社フジテレビジョンの定める FOD 利用規約

(URL:<https://fod.fujitv.co.jp/policy/terms01/>)」に同意いただき、

CCNが定める方法にて、FOD プレミアムの利用登録をいただける方。

2. CCNのFOD プレミアムは、以下の各号のいずれか1つでも満たされなくなった場合、自動的に解除されます。

(1) 前項各号の条件を満たさなくなった場合

(2) FOD プレミアムの利用登録を解除された場合

(3) FOD プレミアムの月額利用料を、CCN以外を指定して支払う場合

3. CCNインターネット接続サービスのご利用には、別途定めるインターネット接続サービス契約約款に同意いただきます。

第2条 FOD プレミアムの内容について

1. FOD プレミアムは、CCNインターネット接続サービスに加入している契約者が、FOD プレミアムの月額利用料をCCNインターネット接続サービス月額利用料と合算してお支払いいただけるサービスです。
2. CCNは、契約者に対し、FOD プレミアムの月額利用料金を契約更新日が属する月の翌月にCCNインターネット接続サービスの利用料金と合わせて請求するものとします。
3. FOD プレミアムの月額利用料は、契約者がCCNに登録しているお支払方法（金融機関の口座からの自動振替またはクレジットカードによる決済手段）にて、CCNインターネット接続サービスの月額利用料と合算してお支払いいただきます。

第3条 FOD プレミアムの月額利用料金について

1. 月額利用料金 888 円/アカウント（税込 976 円/アカウント）
2. FOD プレミアムの月額利用料は、株式会社フジテレビジョンの定める FOD 利用規約に基づき、変更となる場合があります。この場合、株式会社フジテレビジョン社は株式会社フジテレビジョンの定める FOD 利用規約に基づき、利用者に告知を行います。
3. FOD プレミアムの月額利用料は日割計算いたしません。

第4条 お申込み時の注意事項

1. 契約者が FOD プレミアムの利用申込をする場合は、株式会社フジテレビジョンの定める FOD 利用規約にご承諾のうえ CCN の指定する方法にてお申込いただき、FOD プレミアムの利用登録をしていただきます。
2. CCN は株式会社フジテレビジョンより債権譲渡を受けることにより、FOD プレミアムの月額利用料の請求代行を行うものとし、契約者は、当該債権譲渡に承諾いただきます。
3. FOD プレミアムは、株式会社フジテレビジョンに利用登録をした当日より 1 カ月単位でのご請求となります。その後、1 カ月ごとの自動更新となり、ご解約の際には再度お手続きが必要です。
4. FOD プレミアムの解約は CCN の指定する方法によるものとします。
5. FOD プレミアムのご利用によって生じる契約者の損害および FOD プレミアムのご利用により利用者が第三者に対して与えた損害については、CCN は一切の責任を負いません。ただし、CCN の故意または重過失に起因する場合には、この限りではありません。
6. FOD プレミアムのご利用にあたっては、規約に基づき CCN が不適切と認めた契約者に対しては、FOD プレミアム利用を即時解除する場合があります。なお、CCN が提供する他のサービスについても、同様に契約を解除する場合があります。
7. 契約者は、FOD プレミアムをスマートフォン・タブレット・その他の FOD プレミアム

対応デバイスでご利用いただけます。なお、CCNは、FODプレミアムの動作を保証していません。

第5条 個人情報の取り扱いについて

1. CCNは、FODプレミアムの提供に係る契約のお申込み、契約の締結、料金の適用または料金の請求、アフターサービス業務、その他のCCNの本規約等に係る業務の遂行などのために、個人情報を利用いたします。
2. 上記1. にかかわらず、次に掲げる場合に当たっては、CCNが利用者の個人情報を利用することがあります。
 - (1) 法令に基づく場合。
 - (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - (3) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
3. CCNは、個人情報を上記利用目的の範囲内で外部事業者へ委託することがあります。
4. CCNは、利用者の加入者番号に関する情報を契約者サポート、契約者への通知および本件サービスを提供する目的のため、第三者提供いたします。
5. FODプレミアムを申込むにあたり、利用者より個人情報をご提供いただけない場合、CCNは、FODプレミアムを契約者に提供することができません。
6. 上記以外別途定めるインターネット接続サービス契約約款に準じます。

付則

この重要説明事項は2023年12月1日時点の内容となります。